

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	鹿児島県鹿屋市

鹿屋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：鹿屋市農林商工部林務水産課
所在地：鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
電話番号：0994-31-1173（直通）
FAX番号：0994-43-2140
メールアドレス：rinmu@city.kanoya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鹿児島県鹿屋市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	いも類（サツマイモ）	1 1 2 千円 0. 1 5 ha
	果樹（ポンカン）	3 5 千円 0. 0 2 ha
計		1 4 6 千円 0. 1 7 ha
イノシシ	水稻	4, 7 8 6 千円 4. 1 7 ha
	飼料作物（イタリアン、WCS稲）	9 6 4 千円 1. 2 2 ha
	いも類（サツマイモ、ばれいしょ）	9 3 2 千円 4. 9 6 ha
	豆類（落花生）	4 2 千円 0. 0 3 ha
	野菜（スウィートコーン）	4 1 千円 0. 0 2 ha
計		6, 7 6 5 千円 1 0. 4 0 ha
シカ	なし	0 千円 0 ha
タヌキ	なし	0 千円 0 ha
アナグマ	豆類（落花生）	7 0 千円 0. 0 5 ha
	飼料作物（イタリアン）	1 5 千円 0. 0 2 ha
計		8 4 千円 0. 0 7 ha
カラス	豆類（落花生）	4 2 千円 0. 0 3 ha
計		4 2 千円 0. 0 3 ha
ヒヨドリ	なし	0 千円 0 ha
合計		7, 0 3 7 千円 1 0. 6 7 ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

農作物被害は年間を通して発生している。主にサツマイモの食害が多く発生しており、定植期の4月～5月及び収穫時期前の9月～10月が特に多くなっている。サルは群れを形成し、行動域が広いことから、広範囲にわたり被害が発生している。被害額については令和元年度から

減少傾向である。また、捕獲頭数については増加している。

被害区域は主に山間部にある田畑で、具体的には輝北町百引地区、高隈・祓川地区、花岡地区串良区、大始良地区などである。

②イノシシ

農作物被害は年間を通して発生している。主に水稻、飼料作物の食害が多く発生しており定植期の4月～5月及び収穫時期前の9月～10月が特に多くなっている。被害額については平成29年度以降増加している。また、捕獲頭数についても増加している。

被害区域は主に市内全域の山間部にある田畑で、荒廃農地の増加や森林伐採などに伴い、イノシシの出没地区が広範囲になってきていると考えられ、畦や道路沿いの掘り返しも多く報告されている。

③シカ

近年、シカを目撃情報が年間に複数報告されるようになっており、今後、新植栽木の食害等の森林被害が懸念されるため、早期の対応が必要である。主な目撃地区は高隈山系の高牧地区郷之原地区、大浦地区、輝北上百引地区、上高隈地区、下高隈地区である。

④タヌキ

令和3年度は、被害額として計上されていないものの主にスイートコーンや落花生、サツマイモの食害が発生し、捕獲頭数については増加している。

被害区域は市内全域の山間部にある田畑に加え、家庭菜園など住宅地付近でも多く報告されている。

また、疥癬病かいせんに感染しているタヌキが住宅地で多く出没し、ペットへの感染や近隣住民の心理的被害が懸念される他、ため糞等の生活環境被害も発生している。（※疥癬病とは、タヌキにヒゼンダニが寄生することで起こる皮膚病のことで、症状は皮膚が硬化し毛が抜け落ちるもの）

⑤アナグマ

農作物被害は年間を通して発生している。主に収穫期の落花生や飼料作物の食害が発生している。被害額については年によって増減があり、捕獲頭数については増加している。

被害区域は山間部の田畑に加え、家庭菜園など住宅地付近でも多く報告されており、具体的には祓川地区、花岡地区、東原地区などである。

⑥カラス

農作物被害は年間を通して発生している。主に落花生の食害が多く発生している。被害額については増加傾向にあり、捕獲頭数については年により増減している。

被害区域は、市内全域であり、畜舎への侵入による糞害や伝染病の感染源となる恐れがある他、近年では住宅地でのごみの食害や糞害などの農作物被害以外の被害が多くなっている。

⑦ヒヨドリ

ヒヨドリは群で移動するため、農作物被害は年により増減が大きく、平成30年度以降は被害報告はあげられていないものの、主に収穫期のキャベツ・ブロッコリーの食害が発生する。過去の被害区域は主に山間部の田畑で、具体的には串良地区、高隈地区、祓川地区、東原地区などがある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	146千円	0.17ha	131千円	0.15ha
イノシシ	6,765千円	10.40ha	6,089千円	9.36ha
シカ	0千円	0ha	0千円	0ha
タヌキ	0千円	0ha	0千円	0ha
アナグマ	84千円	0.07ha	76千円	0.06ha
カラス	42千円	0.03ha	38千円	0.02ha
ヒヨドリ	0千円	0ha	0千円	0ha
合計	7,037千円	10.67ha	6,333千円	9.6ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>市内の猟友会員による有害鳥獣捕獲活動を実施している。</p> <p>市は猟友会への支援として、猟友会に運営補助金や捕獲報奨金を支払い、捕獲活動の推進を図っている。</p> <p>捕獲方法については、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマはわなによる捕獲が多く、カラスは銃器による捕獲となっている。</p> <p>また、狩猟免許事前講習会の受講料を助成し、新規狩猟免許取得者の確保につとめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許事前講習会の受講料の助成 令和3年度 13人 令和4年度 14人 令和5年度 25人 ・わなの導入について 平成23年度から、鳥獣被害総合対策事業を活用しており、市がわなを導入し、猟友会に貸し出すことで、有害鳥獣捕獲活動を 	<p>近年の農作物の被害額は増減があるものの依然として高い水準にある。これは森林伐採や開発に伴う山間部での鳥獣生息場所の減少や荒廃農地・遊休農地の発生に伴う里山付近の鳥獣の潜み場の増加、人里付近の個体数の増加など、複数の要因が影響していると推測される。</p> <p>また、捕獲活動に従事する猟友会員の高齢化（令和4年度現在平均年齢65.6歳）が進んでおり、今後、捕獲活動への影響が懸念される。</p> <p>中山間地域においては、農家の離農・減少等により荒廃農地が増加傾向にあり、鳥獣の潜み場が増えることにより周辺農地における農作物被害も増加する恐れがある。</p>

	<p>推進し、農作物被害の軽減を図っている。</p> <p>令和3年度 イノシシ用 10基 小動物用 6基</p> <p>令和4年度 イノシシ用 5基 小動物用 5基</p> <p>・その他機材の導入について</p> <p>令和2年度 鳥獣対策クラウドシステム1式</p> <p>令和3年度 サル用GPS首輪 2基</p>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止柵の設置</p> <p>平成23年度から、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、電気柵・ワイヤーメッシュ柵等を整備することで、耕作地への鳥獣の侵入を防ぎ、農作物被害の軽減を図っている。</p> <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵 延長：2,630m×2段（4地区） ・ワイヤーメッシュ柵 延長：11,400m（8地区） <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵 延長：1,500m×2段（1地区） ・ワイヤーメッシュ柵 延長：5,200m（2地区） ・サル用侵入防止柵 延長：900m（1地区） <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵 延長：1,350m×2段（2地区） ・ワイヤーメッシュ柵 延長：9,650m（9地区） 	<p>侵入防止柵の設置</p> <p>侵入防止柵は、設置した農地には効果的であるが、その後、鳥獣が移動することにより、設置前は被害の無かった農地において新たな被害が発生する恐れがある。そのため、鳥獣を農地に寄せ付けない取り組みとして、集落ぐるみで収穫残さや放任果樹の撤去を行うなど、集落全体で鳥獣被害を防ぐとともに、柵設置箇所の増加や個体数を減らす取組と一体的な対策を行う必要がある。</p> <p>また、電気柵については、設置の仕方や管理方法が適切でないと、効果が得られず鳥獣に侵入されてしまう場合があることから、設置場所の選定や定期的な除草などを適切に行う必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>①緩衝帯の設置</p> <p>平成24年度より、鹿屋市鳥獣被害対策実施隊による緩衝帯の設置を行っている。（年に1回程度実施）</p> <p>令和元年度</p>	<p>①緩衝帯の設置</p> <p>緩衝帯の設置は、鳥獣の住処をなくし、容易に農地に近づけない環境を作るため、農地付近の藪払いを行うものであり、鹿屋</p>

	<p>串良地区 令和2年度 輝北地区 令和4年度 鹿屋地区</p> <p>② 追上げ・追払い活動 ニホンザルの出没通報が市民からあった場合、ロケット花火にて追払い活動を行っている。</p> <p>③令和3年度から、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会の実施地区として、年3～4回農業者等が参加することにより、鳥獣被害防止対策に関する正しい知識を習得し、意識改革につながった。</p>	<p>市鳥獣被害対策実施隊が、年に1回程度周辺地域の農家等とともに実施している。ただし、実施隊の活動のみでは、整備できる地区は限られているため、集落ぐるみで緩衝帯の設置を行い、集落に鳥獣を寄せ付けない取り組みを行う必要がある。また、緩衝帯を設置した後に草刈を怠ると、すぐにまた藪になり、効果がなくなるため、定期的な除草を徹底する必要がある。</p> <p>※鹿屋市鳥獣被害対策実施隊とは市職員及び市内猟友会員で構成された組織であり、緩衝帯設置のほか、侵入防止柵の設置など、鳥獣被害の対応を行っている。</p> <p>②追上げ・追払い活動 市民等から鳥獣の目撃通報を受け、追上げ、追払い活動のため現場に行くが、到着した時にはすでに移動していることが多く、個体を確認できないことが多い。</p>
--	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ① これまでの総合的な取組（①寄せつけない、②侵入を防止する、③個体数を減らす）を継続し、農作物の被害の防止・軽減に努める。
- ② 捕獲活動に従事する猟友会員数の維持・増加に向けた取組（猟友会への新たな支援策等）を検討・推進する。
- 近隣自治体との連携による広域的な捕獲活動や、ICT技術等を活用した効果的な捕獲・追払い

活動を検討・推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○各地区猟友会(有害鳥獣捕獲従事者)

会数: 6 隊員数: 294人(R4.4現在)

【旧鹿屋地区】 【旧串良地区】 【旧吾平地区】 【旧輝北地区】

・鹿屋市猟友会 ・串良猟友会 ・吾平町猟友会 ・百引猟友会
・南部猟友会 ・市成猟友会

○鹿屋市鳥獣被害対策実施隊

63人(市職員:39人 猟友会員:24人 R4.4現在)

緩衝帯・侵入防止柵の設置や、農作物被害や人的被害等が発生した場合の緊急的な追払い活動など、猟友会の捕獲区域を超えた取り組みを実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	○ 猟友会への支援 ・各猟友会に対して銃器又はわなの狩猟免許の保有者数に応じた補助(均等割:60,000円、銃器又はわな免許保有者数×1,500円、銃器+わな免許保有者数×2,500円) ○ 捕獲従事者(猟友会員)への支援 ・銃器及びわなの狩猟免許の新規取得に要する経費への補助(10,000円/人) ・銃器及びわなの狩猟免許の新規取得に係る講習会受講料への補助(5,000円/人) ○ 近隣自治体の猟友会と連携した行政区域境における捕獲活動 ・鹿屋市の南部猟友会と錦江町の大根占猟友会の連携によるイノシシ等

		<p>の捕獲活動（年2回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市の吾平町猟友会と肝付町の高山猟友会・内之浦猟友会によるイノシシ等の捕獲活動（令和元年度からの取組） ・近隣自治体の猟友会同士による連携した捕獲活動の推進 <p>○ ICTを活用したわな監視システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな監視システムの活用によるわな見回り労力の削減（わな作動時には、猟友会員や職員の端末にリアルタイムで通報） <p>○ 捕獲機材等（捕獲確認システム）の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実績を踏まえて捕獲機材の導入を行う
令和6年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	<p>○ 猟友会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 各猟友会に対して銃器又はわなの狩猟免許の保有者数に応じた補助を引き続き実施 <p>○ 捕獲従事者（猟友会員）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器及びわなの狩猟免許の新規取得に要する経費への補助及び銃器・わなの狩猟免許の新規取得に係る講習会受講料への補助を引き続き実施 <p>○ 近隣自治体の猟友会と連携した捕獲活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市の南部猟友会と錦江町の大根占猟友会の連携によるイノシシ等の捕獲活動（年2回程度） ・鹿屋市の吾平町猟友会と肝付町の高山猟友会・内之浦猟友会によるイノシシ等の捕獲活動（令和元年度からの取組） ・近隣自治体の猟友会同士による連携した捕獲活動の推進 <p>○ ICTを活用したわな監視システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わな監視システムの活用によるわな見回り労力の削減（捕獲時には猟友会員や職員の端末にリアルタイムで通報） <p>○ 捕獲機材等（捕獲確認システム）の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実績を踏まえて捕獲機材の導入を行う
令和7年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	<p>○ 猟友会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各猟友会に対して銃器又はわなの狩猟免許の保有者数に応じた補助を引き続き実施 <p>○ 捕獲従事者（猟友会員）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器及びわなの狩猟免許の新規取得に要する経費への補助及び銃器・わなの狩猟免許の新規取得に係る講習会受講料への補助を引き続き実施 <p>○ 近隣自治体の猟友会と連携した捕獲活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市の南部猟友会と錦江町の大根占猟友会の連携によるイノシシ等の捕獲活動（年2回程度） ・鹿屋市の吾平町猟友会と肝付町の高山猟友会・内之浦猟友会によるイノシシ等の捕獲活動（令和元年度からの取組）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体の猟友会同士による連携した捕獲活動の推進 ○ ICTを活用したわな監視システムの活用 ・ わな監視システムの活用によるわな見回り労力の削減（捕獲時には猟友会員や職員の端末にリアルタイムで通報） ○ 捕獲機材等（捕獲確認システム）の導入 ・ 昨年度実績を踏まえて捕獲機材の導入を行う
--	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>
<p>① ニホンザル</p> <p>捕獲実績については、年により多少の増減がある（捕獲実績 令和元年度 120頭、2年度 171頭、3年度 129頭）。</p> <p>被害額については令和元年度から減少傾向である。捕獲計画数については、前被害防止計画数と同様に200頭とし、被害報告の多い輝北町百引地区、高隈・祓川地区、花岡地区、串良町細山田地区、串良町有里地区、大始良地区、浜田地区を中心に銃器及びわなによる適正な個体数管理に努める。</p>
<p>② イノシシ</p> <p>捕獲実績については増加傾向にある（捕獲頭数 令和元年度 328頭、2年度 592頭、3年度 669頭 4年度 753頭）。</p> <p>被害額については平成29年度以降増加している。捕獲依頼件数も多く、農地を餌場とする個体が増加しているものと推測される。農作物被害を減少させるため、捕獲計画数については1,000頭とし、市内全域において銃器とわなを組み合わせる捕獲を進め、適正な個体管理に努める。</p>
<p>③ シカ</p> <p>近年シカの見撃情報が年間に複数報告されるようになっており、令和元年度以降は毎年1頭の捕獲実績がある。今後、近隣市町からシカの群れが鹿屋市内に移動することで、森林被害等の発生が懸念されるため、捕獲計画数については年間100頭とし、適正な個体数管理に努める。</p>
<p>④ タヌキ</p> <p>捕獲実績については増加しており（捕獲実績 令和元年度 543頭、2年度 702頭、3年度 876頭、4年度 1,028頭）、被害地域は市内全域に拡大している。</p> <p>被害額については減少傾向であるが、捕獲頭数は年々大幅に増え、令和4年度は計画の1,100頭を超える傾向にあることから、捕獲計画数を1,300頭に増頭し、適正な個体管理に努める。</p>
<p>⑤ アナグマ</p> <p>捕獲実績については増加している（捕獲実績 令和元年度 266頭、2年度 281頭 3年度 344頭 4年度 408頭）。また、姿や被害状況などがタヌキと混同しやすく、潜在的な被害があることが推察される。</p> <p>被害額については年により増減があるが、捕獲計画数については700頭とし、タヌキと同様に市内全域を対象にわなを中心とした捕獲を進め、適正な個体管理に努める。</p>
<p>⑥ カラス</p>

捕獲実績については、年により増減している(捕獲羽数 令和元年度 1,214羽、2年度 1,020羽 3年度 945羽 4年度 955羽)。

捕獲計画数については、近年の捕獲実績が900~1,300羽程度のため1,500羽とし、適正な個体管理に努める。

⑦ ヒヨドリ

年によっては農作物被害が発生するため、年間捕獲頭数を200羽とし、適正な個体管理に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	200	200	200
イノシシ	1000	1000	1000
シカ	100	100	100
タヌキ	1,300	1,300	1,300
アナグマ	700	700	700
カラス	1,500	1,500	1,500
ヒヨドリ	200	200	200
合計	5,000	5,000	5,000

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザルについては、対象区域を鹿屋市全域とし、銃器・ワナを用いて年間を通して、有害捕獲を実施する。</p> <p>イノシシについては、対象区域を鹿屋市全域とし、銃器・ワナを用いて春期から秋期の農作物被害が多発する時期において有害捕獲を実施する。</p> <p>シカについては、対象区域を鹿屋市全域とし、銃器・ワナを用いて被害発生時に有害捕獲を実施する。</p> <p>タヌキについては、対象区域を鹿屋市全域とし、いも類の定植・収穫期(4月~10月)において予察捕獲を行うとともに、被害発生時に有害捕獲を実施する。</p> <p>アナグマについては、対象区域を鹿屋市全域とし、タヌキと同様とする。</p> <p>カラス・ヒヨドリについては、対象区域を鹿屋市全域とし、銃器を用いて、主に被害発生時に有害捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 4,500m×2段 ワイヤーメッシュ柵 20,000m ※県補助事業	電気柵 3,000m×2段 ワイヤーメッシュ柵 10,000m ※県補助事業	電気柵 3,000m×2段 ワイヤーメッシュ柵 10,000m ※県補助事業
ニホンザル	なし	サル用複合柵 2,000m ※県補助事業	サル用複合柵 2,000m ※県補助事業

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ	侵入防止柵設置前に管理者となる農家等に鳥獣被害対策研修会（現地指導や啓発用DVD視聴）を開催し、侵入防止柵の設置指導及び農地環境整備の指導を行う。また設置後は侵入防止柵に係る施設管理契約により施設の適正な保守、管理を指導する。	左記の取組みに加え、前年度の実績を検証し、被害の多い地区では、鳥獣被害対策研修等を行い、集落ぐるみの鳥獣被害対策を行うよう推進する。	集落ぐるみの鳥獣被害対策を毎年継続的に行う必要がある。また、集落ごとの特性を考慮した被害防止策の確立に努める。

	ニホンザルについては、 住宅地、学校周辺への出没 時には猟友会、警察と連携 し、追い払い活動を行う。		
--	---	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	鹿屋市内の各猟友会による鳥獣被害防止対策パトロールを実施し、農作物等への被害状況の確認や聞き取り、状況に応じて捕獲や侵入防止柵の設置指導及び集落環境整備の指導を行う。 また、鳥獣被害対策実施隊と周辺地域の農家等とともに、やぶ払い等による緩衝帯の整備活動を行い、集落ぐるみの環境整備の普及啓発を図るとともに、侵入防止柵の設置や管理指導を行い、鳥獣を寄せ付けない地域づくりを推進する。
令和6年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	上記の取り組みに加え、前年度の実績を検証し、被害の多い地区では、鳥獣被害対策研修等を行い、集落ぐるみの鳥獣被害対策を行うよう推進する。
令和7年度	ニホンザル イノシシ シカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	集落ぐるみの鳥獣被害対策を毎年継続的に行う必要がある。また、集落ごとの特性を考慮した被害防止策の確立に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

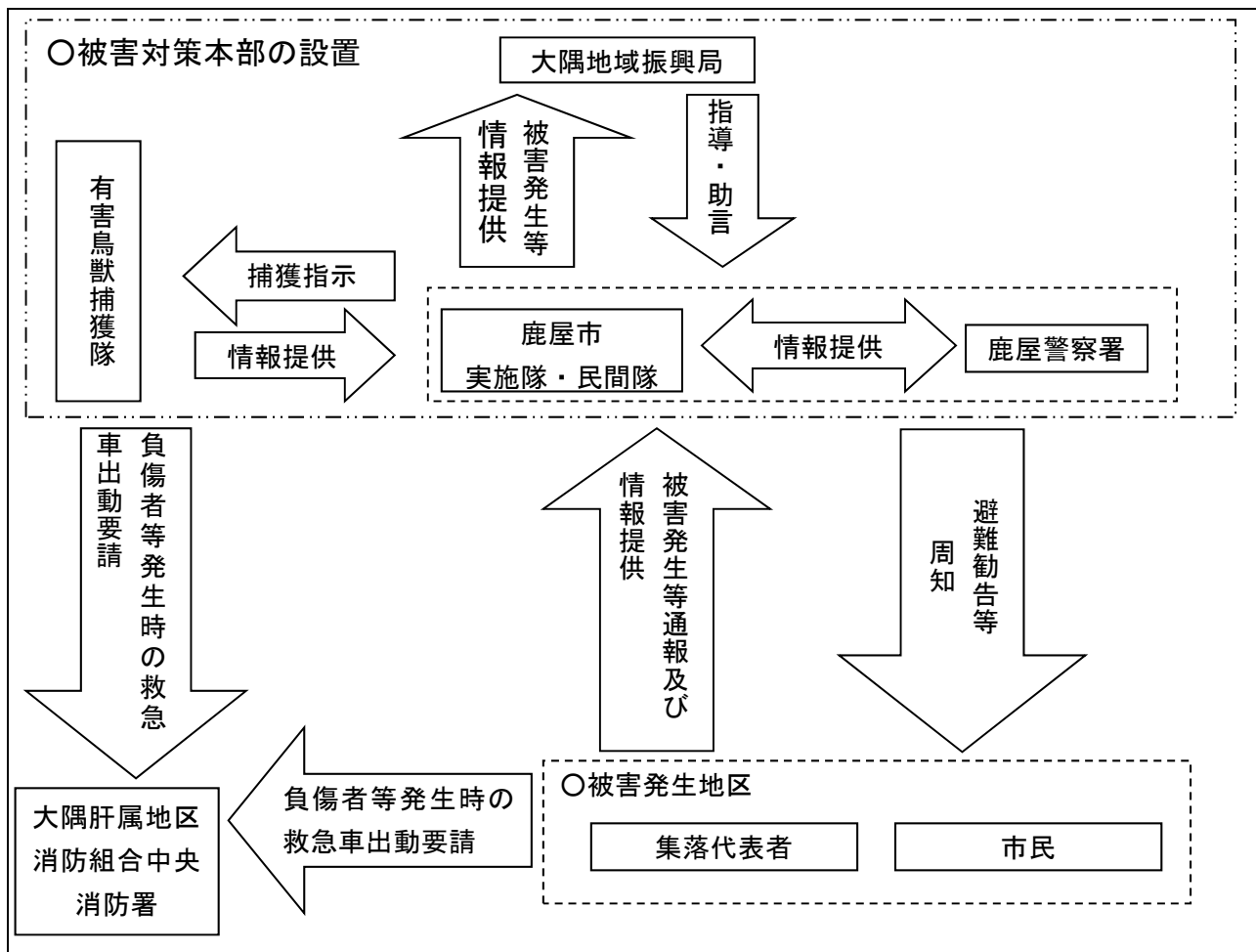
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鹿屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策本部の設置 ・人的被害等の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整

	・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
大隅地域振興局	・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
鹿屋警察署	・市民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の市への情報提供
大隅肝属地区消防組合 中央消防署	・負傷等発生時の救急車の出動
鳥獣被害対策実施隊（猟友会）	・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
実施隊・民間隊員	・緩衝帯の設置 ・緊急的な捕獲、追払い ・少人数で対応困難な被害防止活動
集落代表者	・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。
 また、イノシシ等の食肉利用については、許可のないものは販売できないことから、従来どおり個人による食肉利用及び埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ等の食肉利用については、許可のないものは販売できないことから、従来どおり個人による食肉利用のみ。処理加工施設の整備と併せて有効な利活用を検討していく。
ペットフード	現状、ペットフードとしての利用はない。処理加工施設の整備と併せて有効な利活用を検討していく。

皮革	現状、皮革としての利用はない。処理加工施設の整備と併せて有効な利活用を検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	処理加工施設の整備と併せて有効な利活用を検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

<p>鳥獣の処理加工施設の整備・運営等については、加工食肉の安定的な販路先の確保や、一定量の食肉を持続的に供給できる捕獲体制の構築など、多くの課題がある。</p> <p>これらの課題に対する対応等を含め、猟友会など関係者の意見を伺いながら慎重に検討していく。</p>

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

処理加工施設の整備と併せて人材育成の取組みを検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鹿屋市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鹿屋市農林商工部林務水産課	被害の把握と被害防止対策の推進及び捕獲の適切な指導
鹿屋市吾平総合支所産業建設課	〃
鹿屋市輝北総合支所産業建設課	〃
鹿屋市串良総合支所産業建設課	〃
大隅地域振興局農林水産部農政普及課	総合的な被害防止対策の適切な指導
大隅地域振興局農林水産部林務水産課	鳥獣捕獲の適切な指導
鹿児島きもつき農業協同組合園芸課	被害防止対策の推進
鹿児島きもつき農業協同組合串良支所	〃
お鹿屋農業協同組合輝北営農センター	〃

肝付吾平町農業協同組合生産販売課	〃
鹿屋市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び被害発生情報の提供
南部猟友会	〃
吾平町猟友会	〃
串良猟友会	〃
百引猟友会	〃
市成猟友会	〃

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	オブザーバーとして有害鳥獣に関する情報提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>設置年月日：平成24年6月28日 構成：市職員 39人（うち狩猟免許保持者3人）、民間隊員 24人（農林業者）※R4.4現在 活動内容：緩衝帯の設置等の集落環境整備、被害状況調査、侵入防止柵等の設置指導、緊急的な追い払い活動や捕獲活動、大型捕獲檻の管理等</p>
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除や農地・集落周辺の管理等について、地域住民や農家等が主体的に取り組むよう啓発を行う。 ・町内会を通じて野生鳥獣の出没状況・被害状況の情報提供をいただき、効果的な防除対策に役立てる。 また、将来的には、集落単位での自主的な追い払いが実施できるように被害防除対策の推進を図る。 ・隣接市町村と連携して効果的な被害防除対策の実施に努める。 ・捕獲の担い手の育成を図るため、農家等の免許取得後の講習会の支援や、銃器及びわな免許取得に係る経費の一部助成を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する

事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町で組織する鳥獣害防止対策協議会と連携し、共同による講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 23 年度（1期）	平成 23 年 4 月 1 日
平成 25 年度（2期）	平成 25 年 4 月 1 日
平成 28 年度（3期）	平成 28 年 4 月 1 日
令和元年度（4期）	令和元年 4 月 1 日